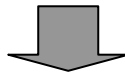


工場立地法 届出の概要

工場立地法は、工場立地が周辺との環境保全を図りつつ適正に行われるよう定められたもので、一定規模以上の「特定工場」の新設または変更をしようとする場合には、事前の届出が必要です。
平成24年4月から、小平市内における工場立地法に基づく届出先が、従来の東京都から小平市に変わりました。

1 工場立地法届出制度のしくみ

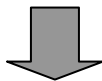
届出（法第6、7、8条等）：工場の新設・増設など



法4条に基づく「工場立地に関する準則」、
法4条の2に基づく「地域準則」に適合しているか、以下3点を検証
（「東京都工場立地法地域準則条例」の適用は、平成25年3月31日まで）

- 敷地面積に対する生産施設の面積の割合 30～75%以下
（業種によって30、35、40、45、50、55、60、65、75%のいずれか）
- 敷地面積に対する緑地面積の割合
20%以上
- 敷地面積に対する環境施設面積（含む緑地）の割合
25%以上

※既存工場（昭和49年6月28日に操業している工場（又は建設中だった工場））については、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられています。



勧告

（法第9条第2項第1号）

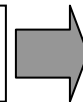
（準則不適合等の場合）



変更命令

（法第10条）

（勧告に従わない場合）



罰則

（法第16条）

（命令に違反した場合）

2 届出対象工場（＝特定工場）法第6条

業 種：製造業、電気・ガス・熱供給業供給業（水力、地熱発電所を除く）（施行令第1条）
規 模：敷地面積9,000㎡以上 又は建築面積の合計3,000㎡以上（施行令第2条）

3 届出が必要な場合

法条文	届出の種類	
第6条第1項	新設	① 特定工場の「新設」(敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。)
一部改正法 附則第3条 第1項	変更	② 昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行う「変更」
第7条第1項		③ 施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う「変更」
第8条第1項		④ ①②③の届出をした者がその後行う「変更」
第12条第1項	その他	⑤ 氏名又は名称及び住所の変更
第13条第3項		⑥ 工場の譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継
—		⑦ 特定工場を廃止(移転)する場合

4 届出の時期

- ①「新設」 ②③④「変更」の場合→工事着工の90日前
法第11条により、届出が受理された日から90日間は原則として工事に着手してはならないことになっています。(実施の制限)
- 事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、期間を最大30日間まで短縮できますが、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないことが必要です。
(実施の制限期間の短縮)
- その他⑤⑥⑦の場合→遅滞なく

5 届出書類のあて先及び提出部数

- 書類のあて先：小平市長
- 提出部数：1部

6 届出書類の提出先・お問い合わせ先 (平成27年4月より)

小平市地域振興部産業振興課商工担当 (小平市役所1階)

〒187-8701 小平市小川町2丁目1333番地

電話 042-346-9534

FAX 042-346-9575

E-mail dd0042@city.kodaira.lg.jp